

少人数学級・教職員定数の改善のための意見書

学校現場では、ヤングケアラー対策や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。個に応じた豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の改正義務標準法成立により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年度に完了となります。今後は、小学校にとどまることなく、中学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・個に応じた豊かな教育を実現するため、加配教員の増員や養護教諭などの少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 増加する不登校児童・生徒に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充など、相談支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

白山市議会議長 吉 本 史 宏